

市民に奉仕することが 究極の目的



4月1日付で市職員の定期人事異動を行ないました。

「広く人材を活用し、職員の新陳代謝を行って組織の活性化を図る」ことを異動

の狙いとし、総合的に適材適所主義を貫くことを心がけました。同一課所に長く滞留すると、仕事の経験が偏ることになります。市職員の究極の目的は、市民に奉仕するというところにありますから、だれがいつ何を聞かれても、はっきりこたえられる態勢をつくる必要があります。そのためには、職員にいろいろなセクションの仕事を経験してもらって、職員一人ひとりが清新な気持ちを持って仕事を進めてもらいたいと思います。

『オン・ザ・ジョブ・トレーニング』ということばがありますが、日常遂行する仕事そのものが『研修』なんだという意識をもって仕事を進めること、いろいろな課所でいろいろな経験を積むことによって職員の資質を大きく伸ばすことにもなります。

地方公共団体を取り巻く環境には厳しいものがありますが、新しい職員体制のもとで市民の皆さんと力を合わせ、大館の活性化を目指して仕事に全力を傾けていきたいと思っています。

小 畑 元

新制度では、犬の登録がより重要になりますので、それに伴って登録の時に記載していただいた内容、例えば犬の所在地、飼い主名、飼い主の住所などについて変更が生じた場合は、必ず届け出てもらわなければなりません。もちろん、

犬が死亡した場合は、死亡の届け出が必要です。四月からこれらの登録に係る変更等の届け出をしなかった場合は、罰則規定が適用されますので十分注意してください。申請及び届け出は、市役所生活課で受け付けています。全ては、

生活課（内線206）

・平成六年度に登録を済ませてある犬でも登録が必要です。ただし、一度登録を済ませれば次の年からはその必要はありません
・狂犬病予防注射は、狂犬病発生の予防を目的としたものですから、これまでと同様毎年一回受けなければなりません
・犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、これまでどおり犬の首輪につけていなければなりません
※狂犬病予防注射は五月十日から始まりますが、日程等については次号でお知らせします

平成七年四月一日から犬の登録制度が変わりました。今までは、一頭の犬について毎年一回登録が必要でしたが、これからは、一度登録すれば犬の一生にわたりこの登録番号が有効です。いわば、
「犬の住民登録」です。これにより、これまで皆さんが登録の時に負担していた経費が節減でき、手続きの手間が省けるようになります。

犬の登録制度が変わります

犬を飼っている皆さんへ！

かわいい愛犬のための大切な手続きですから、忘れないで手続きしてください。

ご注意ください

緑は 地球の 未来色

●みどりの週間 4月23日～29日・みどりの日 4月29日●

4月1日から5月31日までは「春季緑化強調月間」です。身の回りの草花や樹木などをやさしい気持ちで見つめてみませんか？
緑は私たちのかけがえのない財産。緑が育ち、人が育ちます。

☆緑の羽根募金にご協力ください

四月二十三日から五月二十二日まで、全県一斉に緑の羽根募金運動が展開されます。この募金は、私たちの暮らしに潤いを与えてくれる花や木、そして限りある資源・森林を守り、育てるために使われます。市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

募金先・各地区の行政協力員または農林課

☆緑のプレゼント

とき・4月29日（緑の日） 10時
ところ・桂城公園（市民体育館前）

※今回はサクラランボの苗木500本を、1人に1本ずつプレゼントします

▽緑の羽根募金・緑のプレゼントについてのお問い合わせは農林課林務係（内線291）へどうぞ

☆山火事を防ぎましょう

『不用意に使う火がぶ山の火事』

四月、五月は山火事予防運動期間です。例年この時期は空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなります。レクリエーションやドライブなどで野山へ出かけたなら、マナーを守って、火の取り扱いには細心の注意を払ってください。

【山火事防止 チェック4】

▽強風の時や異常乾燥の時には、たき火や火入れをしないこと

▽たき火の場所を離れるときは、完全に消火すること

▽枯れ草などがある危険な場所で、たき火をしないこと

▽たばこの吸い殻は絶対に捨てないこと